



市 章

名護市公報

第499号

発 行 令和 7年 6月15日

発行所 名護市
総務部総務課

規 則

- 名護市規則第24号(人事行政課)
名護市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の公布について

告 示

- 名護市告示第107号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市屋我区)
- 名護市告示第108号(総務課)
令和7年第313回名護市議会臨時会の招集告示について
- 名護市告示第109号(総務課)
令和7年第313回名護市臨時会の付議事件の追加告示について
- 名護市告示第110号(国民健康保険課)
令和7年度名護市国民健康保険特別会計予算の公表について(第1号補正)
- 名護市告示第111号(企画政策課)
令和7年国勢調査名護市実施本部設置要綱の公表について
- 名護市告示第112号(介護長寿課)
名護市指定地域密着型サービス事業者の新規指定について
- 名護市告示第113号(財政課)
令和6年度下半期名護市財政事情の公表について
- 名護市告示第114号(子育て支援課)
名護市養育費弁護士法律相談実施要綱の公表について
- 名護市告示第115号(保育・幼稚園課)
名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第116号(介護長寿課)
名護市高齢者祝金等支給要綱の一部改正する要綱の公表について

- 名護市告示第117号(総務課)
令和7年第219回名護市議会定例会の招集告示について

- 名護市告示第118号(市民課)
住所異動催告及び催告期限経過後(令和7年6月5日)住民票消除の告示について

- 名護市告示第119号(社会福祉課)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について(新規)

公 告

- 名護市公告第34号(業務改善推進室)
令和7年度フロントヤード改革等推進事業における申請受理・審査システム構築業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について(公告)
- 名護市公告第35号(農林水産課)
保安林の指定予定告示の掲示について(名護市源河・世富慶)
- 名護市公告第36号(まちなか再開発・公共交通課)
名護市総合交通ターミナル実施計画(事業化検討)策定業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について(公告)
- 名護市公告第37号(政策推進課)
令和7年度名護市民間提案制度テーマ設定型の提案募集の公告について
- 名護市公告第38号(環境対策課)
第2次名護市環境基本計画策定業務その2に係るプロポーザルの実施について(公告)
- 名護市公告第39号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(いさがわ市営住宅建替電気設備工事(I期))

- 名護市公告第40号(観光課)
令和7年度 名護市観光プロモーション支援事業業務に係る公募型プロポーザルの実施について (公告)
- 名護市公告第41号 (工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について (多世代交流施設機械設備工事)

名護市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月26日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第24号

名護市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

名護市職員の給与の支給に関する規則（1970年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第31条第1号中「100分の102」を「100分の115.5」に、同条第2号中「100分の50」を「100分の55」に改める。

附 則

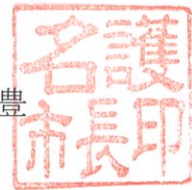
この規則は、公布の日から施行する。

名護市告示第107号

平成6年3月28日付け名護市告示第22号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市屋我区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和7年5月12日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項

2 その内容

令和7年5月1日より、代表者を名護市宇屋我184番地、儀間 高志とする。

名護市告示第108号

令和7年第313回名護市議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年5月19日

名護市長 渡具知 武豊



1 期 日 令和7年5月26日

2 場 所 名護市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 物品の購入について (パソコン)
- (2) 物品の購入について (水槽付消防ポンプ自動車)
- (3) 令和7年度名護市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- (4) 専決処分した事件の報告について (名護市税条例の一部を改正する条例)
- (5) 専決処分した事件の報告について (名護市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)
- (6) 専決処分した事件の報告について (名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

名護市告示第109号

令和7年5月26日招集の令和7年第313回名護市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。

令和7年5月22日

名護市長 渡具知 武豊



追加付議事件

- (7) 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターからの落下物に対する意見書(案)
- (8) 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターからの落下物に対する抗議決議(案)

名護市告示第111号

令和7年国勢調査名護市実施本部設置要綱を次のように定める。

令和7年5月28日

名護市長 渡具知 武豊



令和7年国勢調査名護市実施本部設置要綱 ～別紙

令和7年国勢調査名護市実施本部設置要綱

(目的)

第1条 令和7年国勢調査の実施に当たり、効率的な実施体制を整え、調査の適正かつ円滑な実施に万全を期するため、国勢調査名護市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 実施本部は、本部長、副本部長、事務局長、事務局次長、班長及び班員をもって構成する。

2 実施本部は、企画部に置く。

3 実施本部に事務局を置き、事務局に管理班、指導審査班及び広報班を置く。

(構成・職務)

第3条 本部長は、副市長をもって充て、本部の事務を統括する。

2 副本部長は、企画部長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、企画政策課主幹をもって充て、上司の命を受けて事務局の管理及び指導審査に係る事務を遂行する。

4 事務局次長は、秘書交流課長をもって充て、上司の命を受けて事務局の広報に係る事務を遂行する。

5 班長及び班員は、市の職員をもって充て、上司の命令を受けて事務を遂行し、事務局長又は事務局次長に事故あるときは、それぞれの班長がその職務を代行する。

(分掌事務)

第4条 各班の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管理班

- ア 本部事務全般の進行管理に関すること。
- イ 指導員及び調査員の選任及び配置に関すること。
- ウ 調査区に関すること。
- エ 指導員・調査員の公務災害に関すること。
- オ 予算及び経理に関すること。
- カ 国勢調査用品の配分に関すること。
- キ 国勢調査関係書類の整備に関すること。
- ク 実査及び審査資料の作成に関すること。
- ケ 事務室の借用に関すること。
- コ 調査関係書類の内訳表の作成に関すること。
- サ 調査区地図の複写に関すること。
- シ 事務執行計画表の作成に関すること。
- ス 統計調査に関する苦情処理に関すること。
- セ その他、他の班に属しない事項に関すること。

(2) 指導審査班

- ア 要計表の作成に関すること。
- イ 人口概数の集計に関すること。
- ウ 指導員及び調査員事務打合せ会に関すること。
- エ 調査区の案内に関すること。
- オ 事務局の審査指導に関すること。

カ 調査票、名簿等の審査に関すること。

キ 調査票の内容疑義に対する記録に関すること。

ク 非協力世帯に対する協力依頼及び内容の記録に関すること。

(3) 広報班

ア 広報宣伝の企画及び実施に関すること。

イ その他広報に関すること。

(連絡会議)

第5条 本部長は、事務処理上、連絡調整を図る必要があると認めるときは、本部長が指名する事務局の職員をもって構成する連絡会議を開催する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の効力)

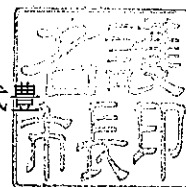
2 この要綱は、令和7年国勢調査が終了した日限り、その効力を失う。

名護市告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文に規定する地域密着型サービス事業者の指定について、同法第78条の2の規定に基づき、次のとおり指定する。

令和7年5月29日

名護市長 渡具知 武豊



申請者の名称	株式会社喜福
主たる事務所の所在地	沖縄県名護市大北一丁目1番29号
代表者の氏名	代表取締役 棚原 一喜
事業所の名称	デイサービス アミューズ
事業所の所在地	沖縄県名護市大北一丁目1番29号
介護保険事業所番号	4790900221
指定年月日	令和7年6月1日
指定の有効期間	令和7年6月1日 ～ 令和13年5月31日
サービスの種類	地域密着型通所介護

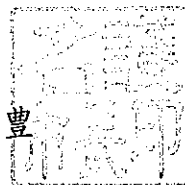
名護市告示第 113 号

令和 6 年度下半期名護市財政事情書の公表について

名護市財政事情書の作成及び公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度下半期の財政事情書を公表する。

令和 7 年 5 月 30 日

名護市長 渡具知 武豊



令和6年度下半期名護市財政事情書

令和6年度一般会計予算下半期（令和7年3月31日現在・出納整理期間及び令和5年度からの繰越分含む）の執行状況は、歳入55,639,753千円で88%の執行率です。これは、前年度同期の執行率（86%）と比べて増となっております。

一方歳出では、53,675,077千円で85%の執行率です。これは、前年度同期の執行率（82%）と比べて増となっております。

また、市全会計の地方債残高（令和7年3月31日現在・出納整理期間及び令和5年度からの繰越分を含む）は34,053,922千円で、前年度同期（33,888,701千円）より165,221千円の増となっております。

なお、その他の状況については、別添図表のとおりです。

1. 一般会計の執行状況

(1) 令和6年度 一般会計歳入執行状況

単位:千円 %

区分	地方交付税	国庫支出金	市税	市債	県支出金	財産収入	繰入金	諸収入	その他	合計
予算額	10,418,600	22,334,399	7,137,400	3,644,301	5,133,803	2,242,858	4,831,671	412,164	6,911,407	63,066,603
執行額	10,690,966	16,952,097	7,289,123	2,005,501	4,301,143	2,255,761	4,701,140	574,457	6,869,565	55,639,753
執行率	103	76	102	55	84	101	97	139	99	88

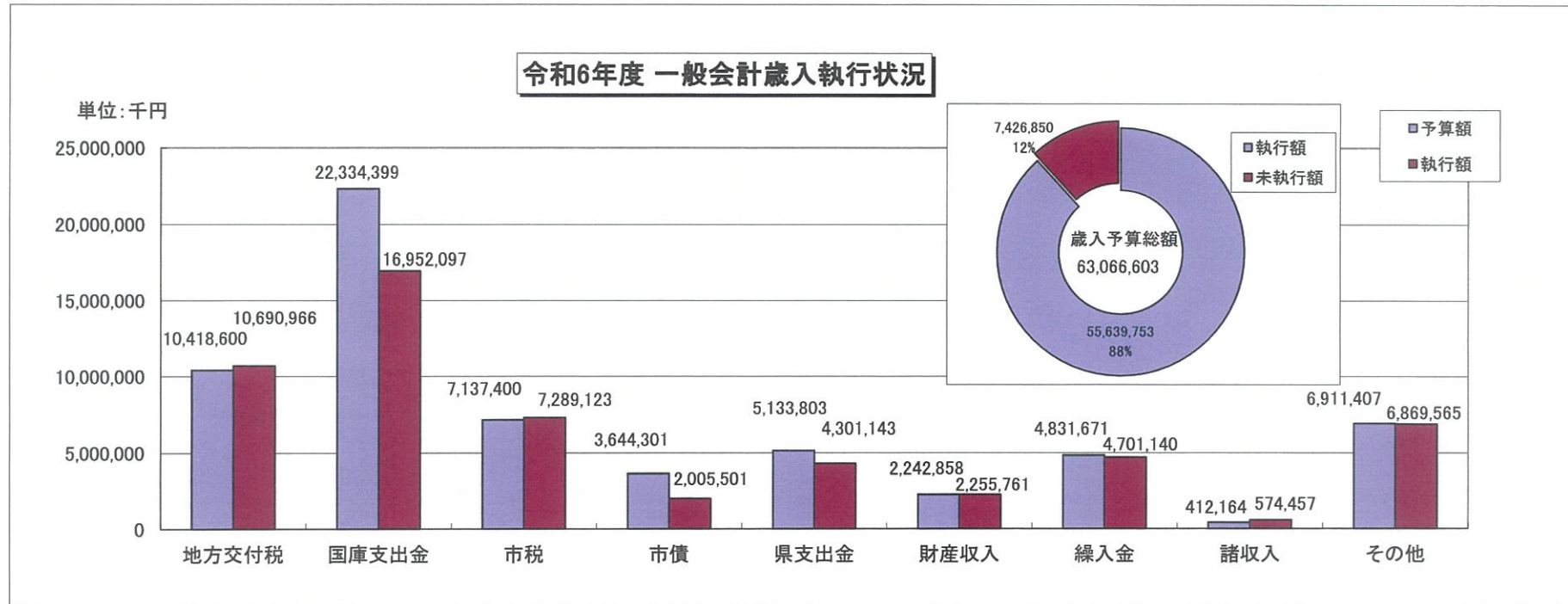
単位:千円 %

区分	金額	率
執行額	55,639,753	88
未執行額	7,426,850	12
予算額	63,066,603	100

その他 ←

単位:千円 %

区分	地方譲与税	利子割交付金	配当割交付金	株式等譲渡所得割交付金	法人事業税交付金	地方消費税交付金	ゴルフ場利用税交付金	環境性能割交付金	国有提供助成交付金	地方特例交付金	交通安全対策特別交付金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	寄附金	繰越金	合計
予算額	179,835	1,647	16,479	36,737	138,836	1,620,224	68,869	19,582	329,240	286,998	8,000	30,310	656,741	868,363	2,649,546	6,911,407
執行額	180,458	1,631	16,479	36,737	133,608	1,620,224	68,884	19,743	329,240	287,203	4,317	31,437	660,320	829,737	2,649,547	6,869,565
執行率	100	99	100	100	96	100	100	101	100	100	54	104	101	96	100	99



(2) 令和6年度 一般会計歳出執行状況

単位:千円 %

区分	土木費	民生費	総務費	教育費	農林水産業費	公債費	衛生費	消防費	その他	合計
予算額	4,088,313	19,256,293	14,080,862	8,212,051	2,840,507	2,501,225	8,876,789	805,884	2,404,679	63,066,603
執行額	2,939,900	17,493,286	13,300,387	4,706,288	1,892,490	2,496,393	8,618,193	790,175	1,437,965	53,675,077
執行率	72	91	94	57	67	100	97	98	60	85

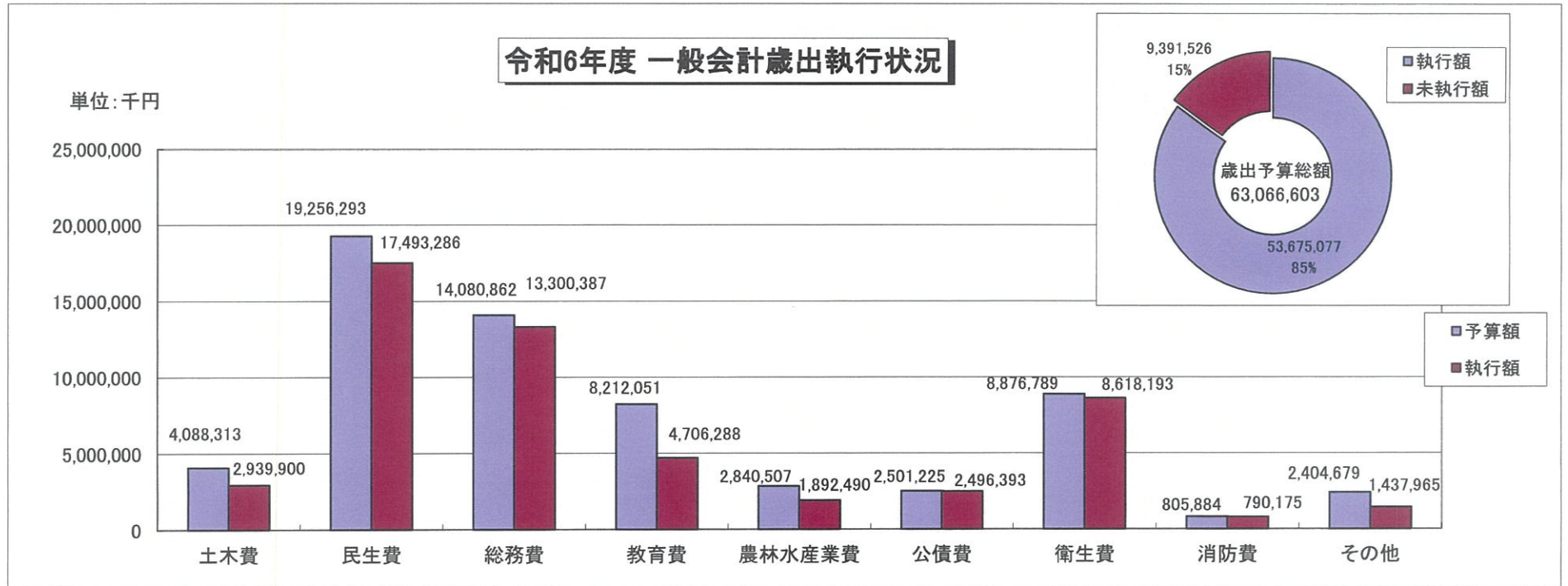
単位:千円 %

区分	金額	率
執行額	53,675,077	85
未執行額	9,391,526	15
予算額	63,066,603	100

その他

単位:千円 %

区分	議会費	労働費	商工費	災害復旧費	諸支出金	予備費	合計
予算額	288,768	6,054	1,922,983	178,197	1	8,676	2,404,679
執行額	282,908	4,355	1,095,680	55,022	0	0	1,437,965
執行率	98	72	57	31	0	0	60



2. 特別会計の執行状況

(1) 令和6年度 特別会計歳入執行状況

単位:千円 %

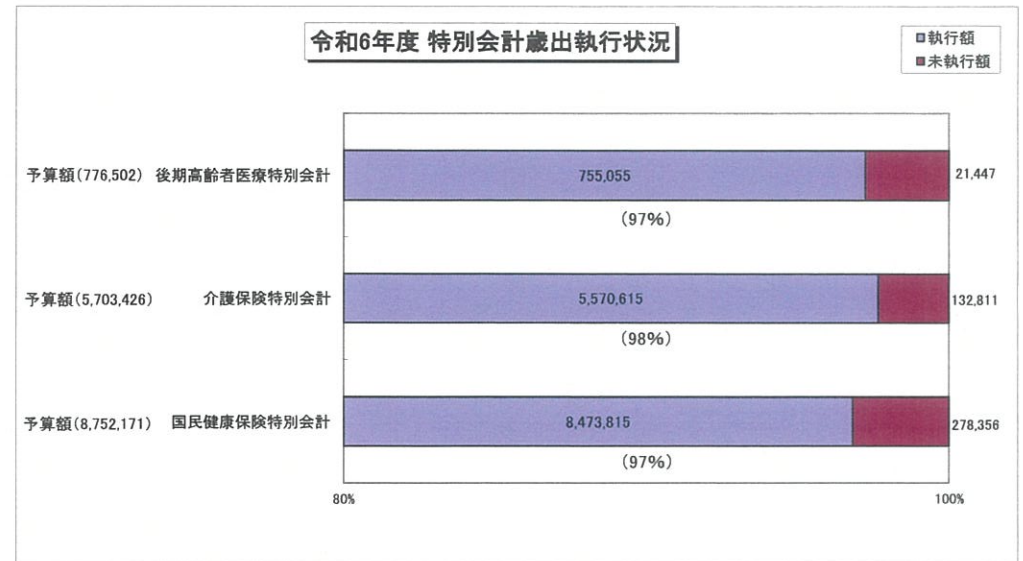
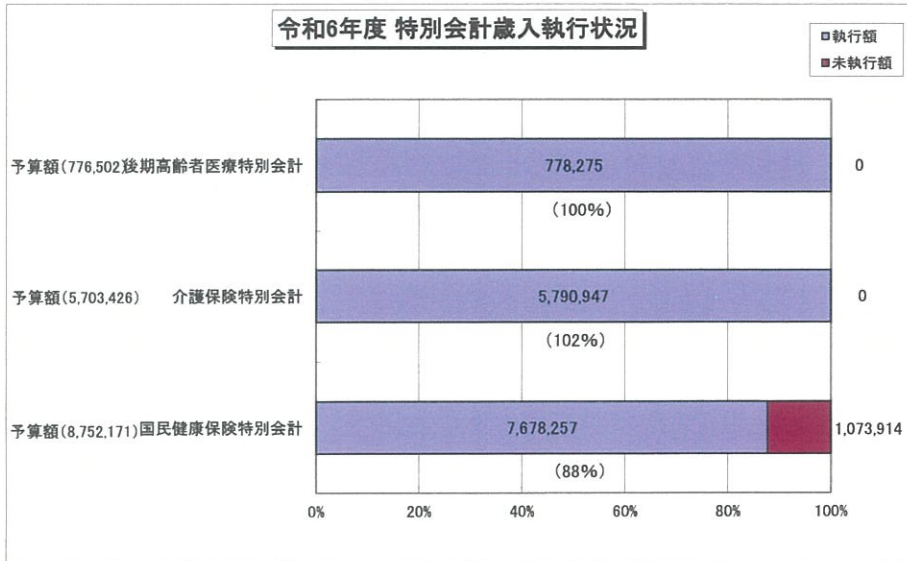
区分	国民健康保険特別会計	介護保険特別会計	後期高齢者医療特別会計
執行額	7,678,257	5,790,947	778,275
未執行額	1,073,914	0	0
予算額	8,752,171	5,703,426	776,502
執行率	88	102	100
未執行率	12	0	0

(2) 令和6年度 特別会計歳出執行状況

単位:千円 %

区分	国民健康保険特別会計	介護保険特別会計	後期高齢者医療特別会計
執行額	8,473,815	5,570,615	755,055
未執行額	278,356	132,811	21,447
予算額	8,752,171	5,703,426	776,502
執行率	97	98	97
未執行率	3	2	3

※国民健康保険特別会計については、歳入歳出差引不足分を翌年度の歳入から繰上充用します。



3. 公営企業会計の執行状況

(1) 水道事業会計

単位: 千円・%

区分	歳入			歳出		
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
収益的収支	2,035,602	2,071,255	101.8	1,994,740	1,680,094	84.2
資本的収支	779,346	616,675	79.1	2,197,712	1,272,725	57.9

(2) 下水道事業会計

単位: 千円・%

区分	歳入			歳出		
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
収益的収支	1,303,908	1,323,802	101.5	1,284,983	1,154,141	89.8
資本的収支	4,893,988	2,322,125	47.4	5,195,782	2,434,486	46.9

4. 一時借入金の現在高

(令和7年3月31日現在) 単位: 千円

区分	現在高
一般会計	6,000,000
国民健康保険会計	900,000
水道事業会計	0
下水道事業会計	0

5. 市有財産の現在高

区分	現在高
土地	74,546,016㎡
建物	402,595㎡
車両	246台
基金	9,181,484千円
有価証券	237,747,180千円
出資による権利	447,471千円

6. 地方債の現在高

(1) 目的別

単位: 千円・%

区分	現在高	構成比
土木債	7,894,961	23.2%
水道債	1,582,969	4.6%
下水道債	4,522,225	13.3%
教育債	4,817,975	14.1%
総務債	9,769,151	28.7%
農林水産業債	1,519,531	4.5%
その他	3,947,110	11.6%
計	34,053,922	100.0%

※グラフ1参照

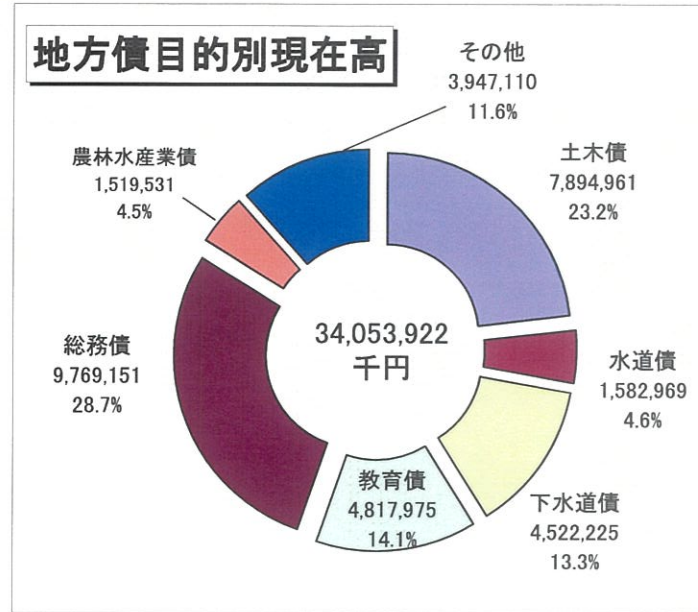
(2) 借入先別

単位: 千円・%

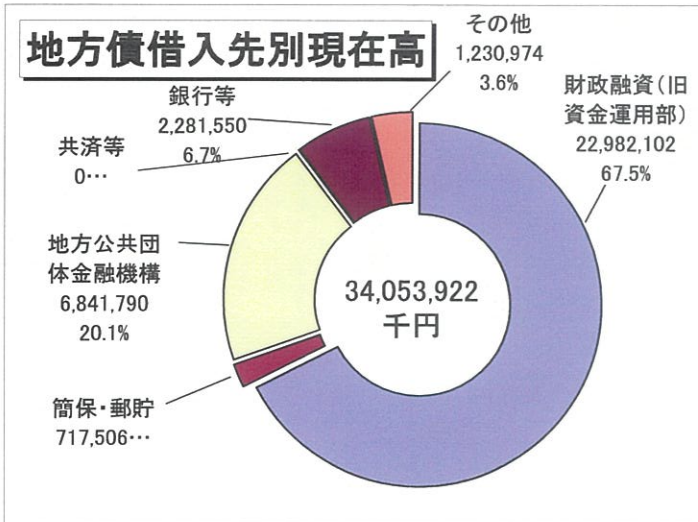
区分	現在高	構成比
財政融資(旧資金運用部)	22,982,102	67.5%
簡保・郵貯	717,506	2.1%
地方公共団体金融機構	6,841,790	20.1%
共済等	0	0.0%
銀行等	2,281,550	6.7%
その他	1,230,974	3.6%
計	34,053,922	100.0%

※グラフ2参照

グラフ1



グラフ2

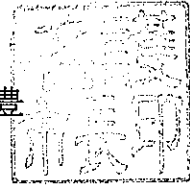


名護市告示第 114 号

名護市養育費弁護士法律相談実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 30 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市養育費弁護士法律相談実施要綱 ～ 別紙

名護市告示第115号

名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月2日

名護市長 渡具知 武豊



名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
 名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱（令和5年告示第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>事業所内保育事業所 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業所をいう。</u></p> <p>(5) 略 (交付の対象施設)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる施設は、認可保育所(園)、私立認定こども園、<u>小規模保育事業所又は事業所内保育事業所</u>であり、市内に設置されている施設とする。</p> <p>第4条 略 (補助の要件)</p> <p>第5条 支援対象者が、保育士又は保育教諭の資格を有し、法第18条の18第1項に規定する登録を受けたものであって、第1号及び第2号の要件に該当し、かつ、支援対象者を含む2人以上世帯の申請をする場合は、第3号の要件にも該当する者を対象とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>補助金を交付する年度(以下「当該年度」という。)の前年度の3月1日から当該年度の末日</u>までの期間に、県内に移住した又は移住する見込みである者。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>(2) 就業に関する要件として、次に掲げる要件全てに該当する者とする。</p> <p>ア <u>当該年度の初日から末日</u>までの期間に雇用された者又は同期間内に内定を承諾し、雇用される見込みの者(「内定者」という。)であること。</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。</u></p> <p>(5) 略 (交付の対象施設)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる施設は、認可保育所(園)、私立認定こども園<u>又は、小規模保育事業所</u>であり、市内に設置されている施設とする。</p> <p>第4条 略 (補助の要件)</p> <p>第5条 支援対象者が、保育士又は保育教諭の資格を有し、法第18条の18第1項に規定する登録を受けたものであって、第1号及び第2号の要件に該当し、かつ、支援対象者を含む2人以上世帯の申請をする場合は、第3号の要件にも該当する者を対象とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>令和6年3月1日から令和7年3月31日</u>までの期間に、県内に移住した又は移住する見込みである者。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>(2) 就業に関する要件として、次に掲げる要件全てに該当する者とする。</p> <p>ア <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日</u>までの期間に雇用された者又は同期間内に内定を承諾し、雇用される見込みの者(「内定者」という。)であること。</p>

イ～オ 略

(3) 世帯に関する要件として、次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア・イ 略

ウ 支援対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、当該年度の前年度の3月1日から当該年度の末日までの期間に移住した又は移住する見込であること。

(対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、事業者が前条の第1項に規定する者を雇用した場合であって、かつ支援対象者（前条第3号に該当する場合は、当該世帯員を含む。）が県外から県内へ移住するために要した費用を事業者が負担した経費とし、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(削除)

(削除)

第7条 略

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。

第9条 略

(交付の条件)

第10条 市長は、補助の決定をする場合に、規則第6条第1項に掲げるもののほか、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後の翌年度から起算して5年間保管しておくことを条件として付すものとする。

(削除)

(削除)

イ～オ 略

(3) 世帯に関する要件として、次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア・イ 略

ウ 支援対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和6年3月1日から令和7年3月31日までの期間に移住した又は移住する見込であること。

(対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、事業者が前条の第1項の者を雇用した場合であって、かつ支援対象者（前条第3号に該当する場合は、当該世帯員を含む。）が県外から県内へ移住するために要した費用を事業者が負担した経費とし、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

2 前項に規定する経費は、令和6年3月1日から令和7年2月末日までの経費とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、前項に規定する期間を延長することができる。

第7条 略

(交付申請)

第8条 申請者は、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。

第9条 略

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び当該証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に

第11条～第17条 略
(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日又はこの補助金の交付決定があった年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助事業の実績について、名護市県外保育士誘致支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

第19条～第23条 略

は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

第11条～第17条 略
(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日又はこの補助金の交付決定があった年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助事業の実績について、名護市県外保育士誘致支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

第19条～第23条 略

様式第1号(第8条関係)

第 年 月 日

名護市長殿

法人名
施設名
施設住所
代表者名

名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付申請書

名護市県外保育士誘致支援事業補助金の交付を受けたいので、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 申請書類

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 補助事業に係る歳入歳出予算書
- (3) 支援対象者から施設への申請書等の写し
- (4) 就業証明書兼就業予定証明書
- (5) 保育士証の写し
- (6) その他必要とする書類

様式第1号(第8条関係)

第 年 月 日

名護市長殿

申請者 法人名
施設名
施設住所
代表者名

名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付申請書

名護市県外保育士誘致支援事業補助金の交付を受けたいので、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 申請書類

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 補助事業に係る歳入歳出予算書
- (3) 申請者から施設への申請書等の写し
- (4) 就業証明書兼就業予定証明書
- (5) 保育士証の写し
- (6) その他必要とする書類

様式第2号(第9条関係)

名護市指令第 号

法人名
施設名
施設住所
代表者名

殿

名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付決定(却下) 通知書

申請のあった補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、名護市県外保育士誘致支援事業交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

- 1 交付決定金額 円
- 2 交付の条件
名護市県外保育士誘致支援事業交付要綱第10条に定める条件に従うこと。
- 3 交付却下理由

様式第2号(第9条関係)

名護市指令第 号

法人名
施設名
施設住所
代表者名

殿

名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付決定(却下) 通知書

申請のあった補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、名護市県外保育士誘致支援事業交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

- 1 交付決定金額 円
- 2 交付の条件
名護市県外保育士誘致支援事業交付要綱第5条に定める条件に従うこと。
- 3 交付却下理由

様式第3号(第14条関係)

第 号
年 月 日

名護市長殿

法人名
施設名
施設住所
代表者名

名護市県外保育士誘致支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け名護市指合 第 号で交付決定された、名護市県外保育士誘致支援事業補助金について、下記のとおり事業内容を変更したので、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更する理由
- 3 添付資料
変更内容が確認できると市長が認める書類

様式第3号(第14条関係)

第 号
年 月 日

名護市長殿

申請書
法人名
施設名
施設住所
代表者名

名護市県外保育士誘致支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け名護市指合 第 号で交付決定された、名護市県外保育士誘致支援事業補助金について、下記のとおり事業内容を変更したので、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更する理由
- 3 添付資料
変更内容が確認できると市長が認める書類

様式第4号(第15条関係)

名護市指令第 号

法人名
施設名
施設住所
代表者名

殿

名護市県外保育士誘致支援事業補助金変更交付決定(却下)通知書

年 月 日付で変更申請のあった補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

1 変更を承認します。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

変更前	金	円
変更後	金	円

3 補助金交付の条件

名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第10条に定める条件に従うこと。

4 交付却下理由

様式第4号(第15条関係)

名護市指令第 号

法人名
施設名
施設住所
代表者名

殿

名護市県外保育士誘致支援事業補助金変更交付決定(却下)通知書

年 月 日付で変更申請のあった補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

1 変更を承認します。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

変更前	金	円
変更後	金	円

3 補助金交付の条件

名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第5条に定める条件に従うこと。

4 交付却下理由

様式第5号(第16条関係)

第 号
年 月 日

名護市長殿

法人名
施設名
施設住所
代表者名

名護市県外保育士誘致支援事業補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定された、名護市県外保育士誘致支援事業補助金について、下記のとおり補助事業を中止(廃止)したいので、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止・廃止に係る区分 中止 ・ 廃止
- 2 中止(廃止)する理由
- 3 その他添付資料(参考となる資料)

様式第6号 略

様式第5号(第16条関係)

第 号
年 月 日

名護市長殿

申請者 法人名
施設名
施設住所
代表者名

印

名護市県外保育士誘致支援事業補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定された、名護市県外保育士誘致支援事業補助金について、下記のとおり補助事業を中止(廃止)したいので、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止・廃止に係る区分 中止 ・ 廃止
- 2 中止(廃止)する理由
- 3 その他添付資料(参考となる資料)

様式第6号 略

様式第7号（第18条関係）

第 号
年 月 日

名護市長殿

法人名
施設名
施設住所
代表者名

名護市県外保育士誘致支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定された、名護市県外保育士誘致支援事業補助金について、事業完了しましたので、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了日 年 月 日

2 添付資料

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 補助事業に係る歳入歳出予算書
- (3) 支援対象者への支払いが分かる資料
- (4) 現住所が確認できる資料（例：住民票）
- (5) その他必要とする書類

様式第8号略

様式第7号（第18条関係）

第 号
年 月 日

名護市長殿

申請者 法人名
施設名
施設住所
代表者名

印

名護市県外保育士誘致支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定された、名護市県外保育士誘致支援事業補助金について、事業完了しましたので、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了日 年 月 日

2 添付資料

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 補助事業に係る歳入歳出予算書
- (3) 支援者への支払いが分かる資料
- (4) 現住所が確認できる資料（例：住民票）
- (5) その他必要とする書類

様式第8号略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年3月1日から適用する。

名護市告示第116号

名護市高齢者祝金等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月2日

名護市長 渡具知 武豊



名護市高齢者祝金等支給要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市高齢者祝金等支給要綱の一部を改正する要綱

名護市高齢者祝金等支給要綱（平成6年告示第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略 (支給対象者)</p> <p>第2条 祝金等の支給対象となる者は、<u>祝金等を支給する年度（以下「支給年度」という。）9月1日現在において、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）とする。</u></p> <p>(1) <u>支給年度において、トーチ（米寿）祝（以下「トーチ祝」という。）を行う年齢に該当する者</u></p> <p>(2) <u>支給年度において、カジマヤー（白寿）祝（以下「カジマヤー祝」という。）を行う年齢に該当する者</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>支給年度の3月31日において100歳以上の者</u></p> <p>第3条 略 (支給等)</p> <p>第4条 祝金等は、<u>9月15日から9月21日までの間に支給する。ただし、当該期間中に支給が困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>祝金等は支給対象者に支給するものとする。ただし、支給対象者が死亡したときは、次の各号のいずれかに該当する者1名に支給することができる。</u></p> <p>(1) <u>支給対象者と同居していた者</u></p> <p>(2) <u>生計を同じくしていた者</u></p> <p>(3) <u>葬祭を行う者</u></p> <p>(4) <u>その他、市長が認める者</u></p> <p>3 <u>祝金の支給方法は、原則口座振込みによるものとする。ただし、口座振込みによることが困難である場合は、その他の方法により支給することができる。</u></p> <p>4 <u>記念品の支給方法は、支給対象者と調整の上、決定するものとする。</u> (調査及び協力)</p> <p>第5条 市長は、この事業を実施するに当たり、各行政区の長、民生委員、</p>	<p>第1条 略 (支給対象者)</p> <p>第2条 祝金等の支給対象者となる者は、次の各号に該当する者とする。</p> <p>(1) <u>次号以下各号に規定する者で支給年度において名護市に住民登録をしている者</u></p> <p>(2) <u>トーチ（米寿）祝（以下「トーチ祝」という。）又はカジマヤー（白寿）祝（以下「カジマヤー祝」という。）を行う年齢に該当する者</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する者と同じにして当該年度において祝を行う者</u></p> <p>(4) <u>当該年度の3月31日において100歳以上の者</u></p> <p>第3条 略 (支給時期)</p> <p>第4条 祝金等は、<u>原則として毎年度9月15日から実施する老人の日・老人週間中又は当該週間に近い日に支給する。</u> (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(調査及び協力)</p> <p>第5条 市長は、この事業を実施するに当たり、各行政区の長に対し必</p>

地域型包括支援センター等に対し必要な調査及び協力を求めることができる。

(受給資格の喪失)

第6条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を喪失する。

(1) 第4条の規定による支給期間の終期から90日を経過しても祝金等を支給できなかったとき。

(2) その他市長が支給対象者として適当でないと認めたとき。

(辞退)

第7条 支給対象者は、祝金等の受給を辞退することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、祝金等の支給に関し必要な事項は、別に定める。

以下 略

必要な調査及び協力を求めることができる。

(支給対象者の決定及び支給)

第6条 市長は、行政区の長から支給対象の報告を受けたときは、審査を行い対象者を決定し、祝金等を支給する。

(新規)

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、祝金等の支給に関し必要な事項は、別に定める。

以下 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

名護市告示第117号

令和7年第219回名護市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年6月3日

名護市長 渡具知 武豊



1 期 日 令和7年6月10日

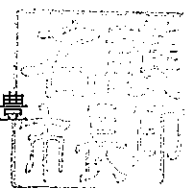
2 場 所 名護市議会議事堂

名護市告示第 // 8 号

名護市に住所登録している別紙の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票を令和7年6月6日に消除したが、本人に通知することが困難なため、住民基本台帳法施行令第12条第4項後段の規定により告示する。

令和7年6月6日

名護市長 渡具知 武豊



住民票職権記載（消除）対象者 ～別紙

別紙

番号	氏名	生年月日	住所
1	DO VAN DONG	2005年1月6日	字宮里450番地12 内間ハウス203号
2	LE VIET LINH	1999年11月27日	字宮里450番地12 内間ハウス203号

名護市告示第 119 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の30第2項第1号及び児童福祉法（昭和22年法律164号）第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

令和7年6月10日

名護市長 渡具知 武豊



指定する事業者の名称等 ～別紙

別紙

1 指定等に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 合同会社towa
- (2) 所在地 沖縄県名護市

2 指定等に係る事業所の名称及び所在地

- (1) 名 称 相談支援事業所 ステップ
- (2) 所在地 沖縄県名護市大中一丁目5番地1号 具志堅ビル101号室

3 指定等の年月日

令和7年6月10日

4 指定等に係る指定計画相談支援の種類

特定相談支援事業
障害児相談支援事業

5 事業の主たる対象者

特定なし

6 事業所番号

特定相談支援事業 4731600229
障害児相談支援事業 4771600170

名護市公告第34号

令和7年度フロントヤード改革等推進事業における申請受理・審査システム構築業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和7年5月14日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 事業名 令和7年度フロントヤード改革等推進事業における申請受理・審査システム構築業務委託
- 2 実施要項等は、市ホームページに公表することとする。

名護市公告第 35 号

沖縄県知事から、令和 7 年 5 月 16 日付け農森第 261 号及び農森第 262 号により、下記の土地について、別紙写し（令和 7 年 5 月 16 日付け沖縄県告示第 5313 号）のとおり保安林の指定の予定をする告示の掲載依頼がありますので、下記のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 16 日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 指定の予定保安林の所在場所
名護市字安源河杣山 2534 番 1
名護市字世富慶前平原 596 番、598 番 599 番 1, 599 番 2
- 2 指定された目的
土砂崩壊の防備

名護市公告第 36 号

名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託に係る公募
型プロポーザルの実施について

令和 7 年 5 月 22 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託に係るプロ
ポーザル実施要項等は、市ホームページ及びまちなか再開発・公共交通課に備
え付けています。

名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託プロポーザル
実施要項

1 目的

本プロポーザルは、国のバスタプロジェクトによる整備も視野に入れたコミュニティバスや高速バス、路線バス、タクシー、高速船、カーシェア、シェアサイクルなど多様なモビリティの乗り換えに対応可能なターミナル機能を持ち、併せて水産振興等に資する施設や観光情報発信施設等を含めた当該施設整備の早期実現に向け、名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定を行う最優先候補者を選定することを目的とする。

2 業務委託概要

名 称：名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託

履 行 期 間：契約締結の日から令和8年3月13日まで

履 行 場 所：名護市城地内

委 託 上 限 額：30,525,000円（税込み価格）

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。ただし、(1)については、構成員のいずれかが要件を満たしていることとする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 過去5年以内（令和2年4月1日以降）に国・県・市町村等が発注した同種・類似業務を受注し、適切に履行した実績を1件以上有していること。なお、当該計画等を受注した者からのアンケート調査及び印刷製本業務等の業務を一部委託された実績は含まない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続等を行っていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

(7) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税 ③固定資産税）を滞納していないこと。

(8) 共同企業体に係る留意点

- ① 共同企業体とは名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものとする。
- ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
- ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状【任意様式】を構成員ごとに提出すること。）
- ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期限
案件公表（公告）	令和7年5月22日（木）
質問書の提出期限	令和7年5月30日（金） 正午必着
参加表明書の提出期限	令和7年6月2日（月） 午後5時必着
質問の回答	令和7年6月3日（火）
参加資格確認結果通知の交付	令和7年6月3日（火）
企画提案書類の提出期限	令和7年6月5日（木） 午後5時必着
プレゼンテーション開催日	令和7年6月12日（木）予定
結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約予定時期	令和7年6月中旬頃

(2) 提出書類等

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 会社概要表【様式2】
- ③ 企画提案提出書【様式3】
- ④ 業務実績表【様式4】
- ⑤ 業務執行体制表【様式5】
- ⑥ 企画提案書【任意様式】
- ⑦ 参考見積書【任意様式】
- ⑧ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）
- ⑨ 質問書【様式6】
- ⑩ プロポーザル参加辞退届【様式7】※参加を辞退する者のみ
- ⑪ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
- ⑫ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ

※共同企業体で参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。（ただし、上記②④⑧については構成企業ごとに提出すること。）

※各種証明書は、3か月以内に発行されたものに限る。

様式配布場所：名護市建設部 まちなか再開発・公共交通課（担当：比嘉）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期限

令和7年5月30日（金）正午まで（必着）

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内にメールにより質問者及び参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和7年6月3日（火）に名護市ホームページにて公表する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時まで（必着）

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(5) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和7年6月3日（火）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(6) 企画提案書類等の提出

企画提案資格者は、企画提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和7年6月5日（木）の午後5時まで（必着）

② 企画提案書類等（※別紙2「企画提案提出書類について」参照）

企画提案提出書【様式3】など一式

③ 提出部数

・原本（企画提案書類一式）：1部（片面印刷）

・副本（企画提案書類一式）：10部（両面印刷）

※ 副本は、企画提案書類一式をファイリングして1部としてください。

※ 原本及び副本には、ページ番号を記載してください。

④ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和7年6月12日（木）とする。

- ② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション	20分
質疑応答	15分
合計	35分
- ③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む3名以内とする。
- ④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。
- ⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。
- ② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護市総合交通ターミナル実施計画策定業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優秀候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおり選定する。
- ④ 最低基準点は60点×参加委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求め

る等の不正な接触をした場合

- ④ 本実施要項「2 業務委託概要」の委託上限額を超える金額で参考見積書が提出された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本要項に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果は、公開するものとする。（参加業者名及びその総合評価点数も含む。）なお、提出された企画提案書等は、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。
- (5) 1事業者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

9 問合せ先

名護市 建設部 まちなか再開発・公共交通課

住 所：〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号（名護市民会館2階）

電話番号：0980-54-1313 担当：比嘉

F A X：0980-54-1314

メールアドレス：machinakakoutsu@city.nago.lg.jp

(要項 4(4)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左2箇所ホッチキス留めとし、2部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提出書類	区分
1	参加表明書【様式1】※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式2】 ※記載は1頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること	○
3	業務実績表【様式4】	○
4	全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可）	○
5	各税に関する証明書（直近1年分）（写し可）	
(1)	名護市税完納証明書（法人）	△
(2)	名護市の法人市民税納税証明書	△
(3)	代表者の国民健康保険税完納証明書 ※国民健康保険に加入している個人事業者のみ	△
(4)	代表者の名護市税完納証明書 ※すべての名護市税が対象	△
(5)	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※完納証明書は不可	△
(6)	国税納税証明書 ※法人事業者は様式その3の3 ※個人事業者は様式その3の2	○
6	協定書【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本1部	△
7	委任状【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本1部	△

※各証明書は3か月以内に発行されたものを提出すること。

※No.5(1)から(5)については、沖縄県又は名護市に納税義務がある者のみ提出すること。

※共同企業体の場合、No.2からNo.4までは構成企業ごとに提出すること。

(要項 4 (6)②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10 mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11 ポイント以上の大きさとする。
- ② 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正および再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（企画提案書類一式）：1部（片面印刷A 4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（企画提案書類一式）：10部（両面印刷）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 企画提案提出書【様式 3】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式 2】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について(2) 2 同様。

③ 業務実績表【様式 4】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について(2) 3 同様。

④ 業務執行体制表【様式 5】

⑤ 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書には別紙 3 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。

イ 20頁以内とすること。

⑥ 参考見積書【任意様式】

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算にあたっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

(4) 上記(3)で示した書類を①～⑥の順でつづり、①～⑥の項目ごとにインデックスをつけること。また、①～⑥の順に通してページ番号を付すこと。

(要項5③関係)

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

評価項目		評価の着眼点	配点
1	事業者の実績 (5点)	・過去5年以内に国、県、市町村等が発注した同種類似業務（まちづくりを踏まえた交通拠点整備検討業務又は計画策定業務等）の実績があるか。	5
2	企画提案内容 (70点)	・交通結節点と集客施設等の整備手法や連携方法の具体化について、具体性、実現性、有効性の高い提案となっているか。	15
		・関係者との調整及び合意形成の支援に関する提案は、関係者の実情を適切に把握し、合意形成に向けたプロセスが実現性の高い提案となっているか。	15
		・人流動向調査及び公共交通等利用実態調査について、正確性・精度が高い提案となっているか。	15
		・住民ワークショップによる住民ニーズの抽出及び機運醸成に関する提案は内容に創意工夫があり、参加者が議論や意見集約を効果的に進めることができるものとなっているか。	15
		・本業務の付加価値を高める独自提案があるか。	10
3	業務実施体制 (10点)	・本業務の実施にあたり、十分な経験、また、類似業務実績を有している者を配置し、適正な人員体制か。	5
		・業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容か。	5
4	プレゼンテーション (5点)	・説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5
5	見積価格 (10点)	・配点×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。	10

満点：100

(要項 5 ③関係)

別紙 4 全委員の審査得点の合計が同点だった場合

1 最高得点者のうち、各委員の審査得点が高い方が 1 位とし、1 位とした者が多い方を最優先候補者とする。

(例 1)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	420
イ社	85	70	95	90	80	420

※上記例 1 の場合、ア社の得点が高い委員が 3 人、イ社の得点が高い委員が 2 人となるため、ア社を最優先候補者とする。

2 1 において、どちらも同人数だった場合は、各委員が 1 位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優先候補者とする。

(例 2)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社	85	85	85	95	350
イ社	90	75	95	90	350

↓

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社		85		95	180
イ社	90		95		185

※ア社を 1 位とした委員の合計点数が 180 点、イ社を 1 位とした委員の合計点数が 185 点となるため、イ社を最優先候補者とする。

3 2 においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

4 3 においても同点だった場合は、副委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

5 4 においても同点だった場合は、評価項目の「2 企画提案内容」において、全委員の審査得点の合計が高い方を最優先候補者とする。全委員の審査得点が高かった場合は、1～4 の手順を準用し、最優先候補者を選定する。

6 5 においても同点だった場合は、くじ引きにより決定する。

名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託

仕様書

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が請負業者（以下「乙」という。）に発注する「名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託」に適用する。

（業務名）

第2条 名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託

（業務場所）

第3条 本業務の業務場所は、名護市城地内とする。

（履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和8年3月13日（金）とする。

（業務の目的）

第5条 名護市では、「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」に基づき、「誰もがなごやかに過ごせる、「あけみおのまち・名護」の拠点」として、拠点性を高めるため、交通結節機能とともに観光物産、情報発信、駐車、防災、広場等が複合した総合交通ターミナルの整備を進めていくこととしている。

また、令和5年3月に策定した「名護市総合交通ターミナル整備基本計画」では、沖縄県北部地域の広域における都市拠点・交通結節点としての役割と、中心市街地における玄関口としての役割、求心性と波及性の両面を兼ね備えた施設としての整備が求められており、交通結節点とその周辺の集客施設が一体となった施設を整備することで市民や来訪者が公共交通を使い、歩いて名護のまちや北部地域を楽しめるようになり、持続可能な地域となることを目指すことが示されている。

本業務は、国のバスタプロジェクトによる整備も視野に入れたコミュニティバスや高速バス、路線バス、タクシー、高速船、カーシェア、シェアサイクルなど多様なモビリティの乗り換えに対応可能なターミナル機能を持ち、併せて水産振興等に資する施設や観光情報発信施設等を含めた当該施設整備の早期実現に向け、名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定を行うものとする。

(法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画（令和3年度策定）
- (3) 名護市地域公共交通計画（令和3年度策定）
- (4) 名護市総合交通ターミナル整備基本計画（令和4年度策定）
- (5) 第2次名護市都市計画マスタープラン（令和4年度策定）
- (6) 名護市条例
- (7) その他関係法令 等

(書類の提出)

第7条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第8条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(業務計画)

第9条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し甲と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第10条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(乙の責務)

第11条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第5条及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やか

に甲と協議しなければならない。

- (4) 乙は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。

(1) 交通結節点と集客施設等の整備手法・連携方法の具体化

賑わい拠点となる交通結節点と集客施設等の整備コンセプトや施設機能・規模を具体化し、施設間の動線計画や中心市街地との連携も加味した施設詳細配置案を検討する。また、施設整備手法については、他事例も含め、整備方式の検討・整理を行う。

(2) 関係者との調整及び合意形成の支援

総合交通ターミナルの事業推進にあたっては、地域の関係者、交通事業者、各施設管理者をはじめ、様々な関係主体・関係機関等の理解と協力が不可欠である。

ターミナル整備の実現に向け、様々な関係主体・関係機関との意見交換を実施し、合意形成を図るための支援を行う。

(3) 人流動向調査

ジャングリアの開業に伴い、市入域者数や人流の動向に変化が生じることが予想されるため、人流動向調査・分析を行い、開業前との比較や交通結節点と集客施設等供用開始後の将来予測を算出する。

(4) 公共交通等利用実態調査

高速バス、路線バス、タクシー、コミュニティバス、高速船の公共交通利用の実態調査を行い、総合交通ターミナル供用時の需要予測推計・分析を行うとともに、レンタカーや電動キックボードなどの新たなモビリティの導入について先進事例も含め調査を行い、導入可能性について検討を行うこと。

(5) 住民ワークショップの開催によるまちづくりの機運醸成

昨年度までのワークショップの取り組みを踏まえ、中心市街地のまちづくり、総合交通ターミナルに求める住民ニーズをより具体的に把握・分析するため、幅広い世代を対象とした住民ワークショップ等（3回程度）を企画・実施する。関係者が具体的なまちづくりを進められるような企画を立案する。

(6) 名護市中心市街地まちづくり推進協議会及び名護市総合交通ターミナル検討部会の運営支援

本業務の実施にあたり、名護市中心市街地まちづくり推進協議会（3回程度）及び名護市総合交通ターミナル検討部会（3回程度）並びにその他会議の運営を支援する。なお、各会議の開催回数は増減する場合がある。各種会議の運営支援は、次の事項を具体的な業務内容とする。

①会議資料の作成及び印刷

②会議の支援

③会議議事録の作成

上記のほか、会議の運営に必要な事項

第3章 成果品

（納入成果品）

第13条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 実施計画（事業化検討）書 10部
- (2) 集計データ等の成果物
- (3) 打合せ記録簿
- (4) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- (5) その他甲が指示する資料等

（納品方法）

第14条 契約期間内に、第13条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

（その他留意事項）

第15条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

(2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

(3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議すること。

名護市公告第37号

令和7年度名護市民間提案制度テーマ設定型の提案募集を次のとおり公告する。

令和7年5月26日

名護市長 渡具知 武豊



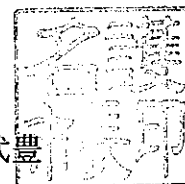
募集に関する資料は、市ホームページに公表及び政策推進課に備え付けることとする。

名護市公告第38号

第2次名護市環境基本計画策定業務その2に係るプロポーザルの実施について

令和7年5月29日

名護市長 渡具知 武豊



第2次名護市環境基本計画策定業務その2に係るプロポーザル実施要項等については、ホームページ及び環境対策課に備え付けています。

令和 7 年 5 月 30 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	いさがわ市営住宅建替電気設備工事（I期）
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市字 伊差川 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年9月3日
5	概要	電気設備工事 一式
6	入札日時	令和7年6月24日（火）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第2会議室
8	予定価格 （消費税込み）	74,558,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年6月11日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年6月16日（月）正午
14	質問に対する回答	令和7年6月18日（水）
15	指名通知日	令和7年6月13日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年6月24日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年5月9日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年6月11日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年6月13日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

入札の条件

工 事 名 : いさがわ市営住宅建替電気設備工事(I期)

1 共同企業体について

- (1) 本工事は、名護市における電気工事(A級)より、2者の任意の組合せによる共同企業体を結成することによって入札の参加を認める。
- (2) 共同企業体の代表者は、特定建設業許可を有する名護市における電気工事(A級)登録業者とする。
ただし、上記の代表者としての条件を満たす者同士の組み合わせとなる場合においては、名護市における電気工事の総合評点の高い方を代表とする。
- (3) 代表者から、建設業法に基づく現場代理人と監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者(1級電気工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を配置し、下請契約の合計金額が5千万円以上となる場合には、監理技術者を配置する。
構成員から主任技術者となり得る国家資格者(1・2級電気工事施工管理技士、技術士、第1・2種電気工事士、電気主任技術者(1・2・3種)、建築設備士)を1人配置する。
(配置技術者については、3カ月以上の直接雇用関係にあること。)
- (4) 共同企業体は、甲型(共同施工方式)とし、代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資率(51%以上)とする。
- (5) 構成員の出資比率は、30%以上とする。
- (6) 共同企業体結成後の辞退届提出期限については、入札執行時刻前までに提出とする。
- (7) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状(事前提出用)及び各構成員ごとに特定建設工事共同企業体資格審査申請書(別紙)を、次に掲げる日までに提出とする。

○提出期間:令和7年6月2日(月)~令和7年6月11日(水) 正午まで

表1.対象業者

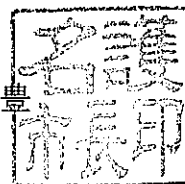
	会 社 名		総合評点
1	特定	(有)末吉電水工業	1047
2	一般	(株)ヤマナミエンジニアリング	1045
3	特定	(株)名護電水センター	1021
4	特定	沖縄オートメーション(株)	1006
5	特定	(株)仲程電工	997
6	特定	(有)北勇工業	895
7	特定	(有)丸正工業	863
8	特定	(株)松電	849
9	一般	(有)大翔電工	846
10	特定	(有)友屋工業	832
11	一般	ONE(株)	793

名護市公告第40号

令和7年度 名護市観光プロモーション支援事業業務に係る公募型プロポーザルの実施について

令和7年6月3日

名護市長 渡具知 武豊



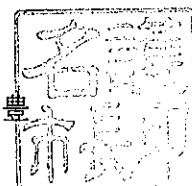
令和7年度 名護市観光プロモーション支援事業業務に係るプロポーザル
実施要項 ~別紙

令和 7 年 6 月 6 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	多世代交流施設機械設備工事
2	工事の種類	管工事
3	施工場所	名護市 大中 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	機械設備工事 一式
6	入札日時	令和7年7月1日（火）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	143,330,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年6月18日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年6月24日（火）正午
14	質問に対する回答	令和7年6月26日（木）
15	指名通知日	令和7年6月20日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の管工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年7月1日の入札日までの間）に本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 名護市指定給水装置工事業者を対象とする。
- ⑯ 名護市排水設備指定店を対象とする。
- ⑰ 本案件は管工事A級業者に対し令和7年5月8日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。改めて管工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年6月18日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年6月20日(金)に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

入札の条件

工 事 名 : 多世代交流施設機械設備工事

1 共同企業体について

- (1) 本工事は名護市における管工事(A級)かつ名護市指定給排水装置工事事業者に登録している業者より、2者の任意の組合せによる共同企業体を結成することによって入札の参加を認める。
- (2) 共同企業体の代表者は、特定建設業許可を有する名護市における管一式工事(A級)登録業者とする。
ただし、上記の代表者としての条件を満たす者同士の組み合わせとなる場合においては、名護市における管工事の総合評点の高い方を代表者とする。
- (3) 代表者から、建設業法に基づく現場代理人と主任技術者または監理技術者となり得る国家資格取得者(1級管工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を配置し、下請契約の合計金額が5千万以上となる場合には監理技術者を配置する。
構成員から主任技術者となり得る国家資格者(1・2級管工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を1人配置する。
(配置技術者については、3カ月以上の直接雇用関係にあること。)
- (4) 共同企業体は、甲型(共同施工方式)とし、代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資率(51%以上)とする。
- (5) 構成員の出資比率は、30%以上とする。
- (6) 共同企業体結成後の辞退届提出期限については、入札執行時刻前までに提出とする。
- (7) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状(事前提出用)及び各構成員ごとに特定建設工事共同企業体資格審査申請書(別紙)を、次に掲げる日までに提出とする。

○提出期間:令和7年6月9日(月)～令和7年6月18日(水) 正午まで

表1.対象業者

	会 社 名			総合評点		会 社 名			総合評点
1	特定	(有)	末吉電水工業	1025	9	特定	(有)	丸正工業	883
2	特定	(株)	名護電水センター	984	10	特定	(株)	松電	877
3	特定	(有)	平良設備工業	972	11	特定	(株)	秀KEN	872
4	特定		ヤナギ電設工業(株)	956	12	一般	(有)	北部電水工業	843
5	特定	(有)	北部空調設備	955	13	特定	(株)	仲程電工	801
6	特定	(有)	嶺井工業	904	14	一般	(有)	三興建設工業	768
7	特定	(有)	友屋工業	896	15	一般	(株)	新光産業	761
8	特定	(有)	北勇工業	896	16	一般	(有)	ダイキ産業	756